

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (228) の2の11 一略一</p> <p>(228)の12 介護保 介護支援 <u>1,800円</u></p> <p>険法第69条の11 専門員実 第1項の規定に 務研修受 基づく介護支援 講試験問 専門員実務研修 題作成手 受講試験の問題 数料 の作成及び合格の 基準の設定</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (228) の2の11 一略一</p> <p>(228)の12 介護保 介護支援 <u>1,400円</u></p> <p>険法第69条の11 専門員実 第1項の規定に 務研修受 基づく介護支援 講試験問 専門員実務研修 題作成手 受講試験の問題 数料 の作成及び合格の 基準の設定</p>

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第4項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条に規定する合議制の機関並びに山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第4項</u>及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条に規定する合議制の機関並びに山形県子育て基本条例（平成22年3月県条例第4号）第8条第2項に規定する事項を処理するための附属機関として、子育てするなら山形県推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
別表	別表
1～6 ー略ー	1～6 ー略ー
7 管理運営等	7 管理運営等
(1)～(4) ー略ー	(1)～(4) ー略ー
(5) ー略ー	<u>(5) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認すること。</u> <u>(6) 子どもの通園を目的とした自動車（車内の子どもの見落としのおそれが少ないものとして知事が別に定めるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による子どもの所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。</u>
(5) ー略ー	<u>(7) ー略ー</u>

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。<u>ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。</p> <p>4 <u>前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、社会福祉施設の職員と兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</u></p>
<p>4 前3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の職員の基準は、規則で定める。 (園舎に備えるべき設備)</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の職員の基準は、規則で定める。 (園舎に備えるべき設備)</p>
<p>第7条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。<u>ただし、第1項の乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。</u></p>	<p>第7条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。</p>
<p>5 一略一</p>	<p>5 <u>前項の規定は、第1項の乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、社会福祉施設の設備と兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</u></p>
<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p>	<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p>
<p>第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、<u>第12条</u>、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>児童福祉施設基準条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>一略一</p>	<p>一略一</p>

第13条	児童福祉施設 の長	認定こども園 法第14条第1 項に規定する 園長
	入所中の児童 等に対し法第 47条第1項本 文の規定によ り親権を行う 場合であつて 懲戒するとき 又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第16条	利用者	園児
—略—		

第16条	利用者	園児

—略—

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</p>	<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。</p> <p>2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（車内の児童の見落としのおそれが少ないものとして規則で定めるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による児童の所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。</p>

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 一略一

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 一略一

(職員)

第52条 一略一

2～6 一略一

7 一略一

(職員)

第55条 一略一

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 一略一

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 一略一

(職員)

第52条 一略一

2～6 一略一

7 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第55条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

8 一略一

(職員)

第55条 一略一

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行				改 正 案				
別表				別表				
	項目	単位	金額		項目	単位	金額	
			円				円	
食品検査	成分規格検査	1 件	18,400	食品検査	成分規格検査	1 件	19,800	
	定性分析試験	1 成分	12,900		食品検査	定性分析試験	1 成分	14,900
	—略—					食品検査	—略—	
	微生物学的検査	1 種目	9,060				微生物学的検査	1 種目
環境検査	土壌底質等検査	1 成分	60,000	環境検査	土壌底質等検査		1 成分	62,400
	微生物学的検査	1 種目	9,060		環境検査	微生物学的検査	1 種目	8,970
水質検査	定量分析試験	1 成分	47,800	水質検査		定量分析試験	1 成分	50,600
		微生物学的検査	1 種目		9,060	水質検査	微生物学的検査	1 種目
—略—				—略—				

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p style="text-align: center;">（安全計画の策定等）</p> <p>第17条の2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（自動車を運行する場合の所在の確認）</p> <p>第17条の3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（車内の障害児の見落としのおそれが少ないものとして規則で定めるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による障害児の所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第21条 <u>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格</u></p>	<p>第21条 削除</p>

を辱める等その権限を濫用してはならない。

(準用)

第25条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第38条 第13条から第15条まで及び第17条から第25条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童発達支援)」とあるのは、「医療型児童発達支援計画(指定医療型児童発達支援)」と読み替えるものとする。

(準用)

第47条の7 第13条から第15条まで、第18条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童発達支援)」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画(指定居宅訪問型児童発達支援)」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第13条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童発達支援)」とあるのは、「保育所等訪問支援計画(指定保育所等訪問支援)」と読み替えるものとする。

(準用)

第25条の5 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条及び第21条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

第38条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童発達支援)」とあるのは、「医療型児童発達支援計画(指定医療型児童発達支援)」と読み替えるものとする。

(準用)

第47条の7 第13条から第15条まで、第17条の2、第17条の3第1項、第18条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童発達支援)」とあるのは、「居宅訪問型児童発達支援計画(指定居宅訪問型児童発達支援)」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第13条から第15条まで、第17条の2、第17条の3第1項、第18条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画(指定児童発達支援)」とあるのは、「保育所等訪問支援計画(指定保育所等訪問支援)」と読み替えるものとする。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第11条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第11条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。</p>
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第15条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第15条 削除</p>
<p>(準用)</p> <p>第22条 第7条から第19条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第22条 第7条から第14条まで及び第16条から第19条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。</p>